

呉市建築物清掃等業務及び警備業務の委託に係る入札参加者の選定に関する基準

第1条 呉市が発注する建築物清掃等業務（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる業務を主な内容とする業務をいう。以下同じ。）及び警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に掲げる業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）をいう。以下同じ。）の委託の契約に係る指名競争入札の指名業者の選考及び選定については、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

第2条 建築物清掃等業務の委託の契約に係る指名競争入札の指名業者として特に必要な要件は、次に掲げる事項とする。ただし、特別な理由があると認められるときはこの限りでない。

(1) 呉市内に本店を有すること。

(2) 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号の規定による登録のうち発注に係る建築物清掃等業務の適切な遂行に資するものに係る広島県知事の登録を受けた日から1年以上経過していること。

第3条 建築物清掃等業務のうち建築物衛生法第12条の2第1項第1号に掲げる業務を主な内容とする業務の委託の契約に係る指名競争入札の指名業者について選考及び選定を行う者は、前条各号に掲げる要件を満たす者のうちから、次の表業務価格（1年分）の金額区分の欄に掲げる業務について、それぞれ同表資格要件の欄に掲げる要件を満たす事業者を選考し、選定するものとする。ただし、競争性の確保その他の理由により必要と認められる場合は、同表Bの項業務価格（1年分）の金額区分の欄に掲げる業務について、同表Aの項資格要件の欄に掲げる要件を満たす事業者を選考し、選定することができるものとする。

等級	業務価格（1年分）の金額区分	資格要件
A	設計金額が建築物内における清掃作業の対象となる部分の床面積が1,000平方メートルである場合の標準的な業務価格（1年分）として別に定める金額以上の業務	次の要件を全て満たす者 資本金1千万円以上 清掃等業務に係る年間売上高1億円以上 清掃等業務に係る営業年数5年以上 従業員数50人以上
B	設計金額が建築物内における清掃作業の対象となる部分の床面積が2,000平方メートルである場合の標準的な業務価格（1年分）として別に定める金額未満の業務	上欄の要件を全て満たす者以外の者

2 前項の規定により指名業者を選定する場合は、役員交流等がある事業者を同時に選定しないものとする。

3 第1項の規定により指名業者を選定する場合は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会その他の業界団体の会員資格の有無を考慮しないものとする。

第4条 警備業務の委託の契約に係る指名競争入札の指名業者として特に必要な要件は、次に掲げる事項とする。ただし、特別な理由があると認められるときはこの限りでない。

(1) 呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程（平成15年呉市訓令第7号）第5条第2項の規定による市内業者であること。

(2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けた日から1年以上経過していること。

第5条 警備業務の委託の契約に係る指名競争入札の指名業者について選考及び選定を行う者は、前条各号に掲げる要件を満たす者のうちから、次の表業務価格（1年分）の金額区分の欄に掲げる業務について、それぞれ同表資格要件の欄に掲げる要件を満たす事業者を選考し、選定するものとする。ただし、競争性の確保その他の理由により必要と認められる場合は、同表Bの項業務価格（1年分）の金額区分の欄に掲げる業務について、同表Aの項資格要件の欄に掲げる要件を満たす事業者を選考し、選定することができるものとする。

等級	業務価格（1年分）の金額区分	資格要件
A	設計金額が警備員1人を1年間に延べ1,960時間配置する場合の標準的な業務価格として別に定める金額以上の業務	次の要件を全て満たす者 資本金1千万円以上 警備業務に係る年間売上高1億円以上 警備業務に係る営業年数5年以上 従業員数50人以上
B	設計金額が警備員1人を1年間に延べ1,960時間配置する場合の標準的な業務価格として別に定める金額未満の業務	上欄の要件を全て満たす者以外の者

付 則

（実施期日）

- 1 この基準は、平成25年1月10日から実施する。
（旧基準の廃止）
- 2 呉市公共施設維持管理業務入札業者指名選考基準（平成24年1月1日実施）は、廃止する。